

会議録

会議の名称	平成26年度第1回 西東京市緑化審議会
開催日時	平成26年8月1日 午後2時から5時まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎3階庁議室
出席者	委員：伊藤委員（会長）、鈴木委員、松井委員（職務代理）、山田委員、内田委員、栗島委員、原田委員、池田委員、緒方委員、高橋委員、中村委員、水井委員、池見委員、大矢委員、坂口委員 事務局：みどり公園課長 高井、みどり公園課長補佐 堀口、公園維持係長 粕谷、公園維持係主事 杉野 傍聴人：1名
議題	1 保存樹木等補助金の見直しについて 2 西原自然公園の植生管理について
会議資料の名称	資料1 西東京市緑化審議会委員名簿 資料2 西東京市みどりの保護と育成に関する条例 資料3 西東京市みどりの保護と育成に関する条例施行規則 資料4 西東京市市民参加条例 資料5 西東京市市民参加条例施行規則 資料6 西東京市緑化審議会傍聴要領（案） 資料7 西東京市みどりの保護と育成に関する補助金交付要綱 資料8 説明資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>1. 開会</u> ○事務局： 平成26年度第1回西東京市緑化審議会を開催する。</p> <p><u>2. 市長挨拶</u> ○市長： (市長挨拶)</p> <p><u>3. 委嘱状交付</u> (市長より各委員へ委嘱状を交付)</p> <p><u>4. 審議会委員の紹介、職員の紹介</u> (各委員、職員による自己紹介)</p> <p><u>5. 会長・職務代理者選出</u> ○事務局： 西東京市みどりの保護と育成に関する条例第19条による、会長の選出を行う。 本条例によって委員の互選により定める。</p>	

○委員：

西東京市の「都市と農業が共生するまちづくり推進委員会」の会長を務めた実績のある伊藤委員が良いと思う。

○事務局：

西東京市緑化審議会会長を伊藤泰彦委員にお願いしたいが、よろしいか。

○全委員：

異議なし（拍手）

○事務局：

会長が決定した。会長より挨拶をお願いする。

会長：

（会長挨拶）

○事務局：

これより議事の進行を会長に譲る。

会長：

議題に沿い進行する。規定により、職務代理は会長が指名することとなっているので、指名する。松井委員にお願いしたい。

松井委員：

お受けする。

会長：

職務代理をお引き受け頂いた松井委員に、挨拶をお願いする。

○職務代理：

（職務代理挨拶）

6. 諮問

○市長：

（諮問書を読み、会長へ諮問書を手渡す）

7. 西東京市緑化審議会の運営について

○事務局：

（配布資料の確認）

西東京市市民参加条例第9条により審議会の会議録を作成することとなっている。作成方法は、発言者の内容ごとの要点記録でよろしいか。

また、出席委員の過半数をもって発言者名を伏せることができる。事務局では発言者名を伏せることを提案する。

会長：

委員からの意見がないので、会議録は「発言者の内容ごとの要点記録」で「発言者名を伏せる」ことで作成する。

傍聴要領の規定のとおり傍聴を許可してよろしいか。また、傍聴人数は5名とする。

○全委員：

異議なし

○事務局：

本日は傍聴人が1名いるので、これより入室する。

○事務局：

諮問事項2については、より専門的な議論するため、小委員会を設置したい。

会長：

諮問事項2の西原自然公園の植生管理について、小委員会を設置してよろしいか。

○全委員：

異議なし

○事務局：

事務局としては小委員会の委員は鈴木委員、松井委員、山田委員、池田委員、高橋委員、中村委員、池見委員にお願いしたい。

会長：

事務局の提案を受けて小委員会の委員を認めてもらいたい。よろしいか。

○全委員：

異議なし

会長：

次回の緑化審議会までに小委員会を開催し、「西原自然公園の植生管理」について、調査し、検討した結果の報告をお願いします。

8. 審議事項

会長：

はじめに、「保存樹木等補助金の見直し」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：

(保存樹木等補助金の見直しについて説明)

会長：

事務局から説明があったが、何か意見はあるか。みどりの保全の動機付けとなるような金銭給付以外の方法についても、合わせてお願いします。

会長：

資料内容の事業効果が大きいか小さいかというのは、アンケート回答者の感覚で回答しているのか。アンケート回答者というのは誰か。

○事務局：

アンケートは東京都内の市区の公園やみどりを管理する部署に対して配布した。回答は全て役所の担当者による。事業効果については市民の意見を踏まえた総合的な判断によるものである。

会長：

補助金見直しに至る経緯で、行財政改革推進本部から具体的な諮問が出ているが、補助金の金額の前に、補助の有効性を問われている。これについて意見はあるか。

○委員：

西東京市の保存樹木はほぼ千本だが、市として指定木以外の樹木も全て把握しているのか。

○事務局：

所有者の申請に基づくものであり、市では、条件に当てはまる樹木がどれくらいあるのかは把握していない。

○委員：

所有者の生の意見が知りたい。

○事務局：

所有者の意見は、落葉の問題など、他市区アンケート結果と同様の意見である。

○委員：

保存樹木等の表示方法は現状でどうなっているのか。

○事務局：

保存樹木には青いプレートを設置している。所有者が表示を拒む場合もあるので、全て設置している訳ではない。保存樹林と保存生垣には表示はしていない。

会長：

他市も同様なのか。

○事務局：

隣の東久留米市は保存樹木にプレートを設置している。道路から見える向きになっている。生垣には表示はなかった。

○委員：

市民が認知している割合がどれくらいなのかを知りたい。低ければ高める努力が必要である。

会長：

まさしく有効性に関連する話である。プレートの設置は所有者への動機付けとなる。プレート以外に市民へアピールする方法はないか。

○委員：

他市では「保存木」以外の呼び方があるか。「市にとって大切な木」などと書いてあれば認識度が高まるのではないか。

○事務局：

回答の中には「区の木」や「ねりまの名木」などがあった。

○委員：

そもそもプレートが見にくい場所にある。

○委員：

プレートを出すと義務が生じるので抵抗があるのでは。保存樹木の減少理由はどのようなものか。

○事務局：

宅地開発と相続による理由が多い。所有者は切りたくないが、やむを得ない事情によって切られてしまっている実情がある。

会長：

樹木はあるのに保存樹木の指定数が減っている可能性を含めての質問だと思ったが、実際に樹木自体が切られていることによる保存樹木の減少と理解した。

○委員：

武蔵野市には二千本の木という制度がある。所有者が管理するというより、市民が皆で守り、増やしたというアピールが出来た。

職務代理：

保存樹を所有している事を知られたくない人もいる。ただし、保存樹木は持ち主だけのものではない。行政と市民とが皆で支えるのが大切。土地は個人だが、樹木は公益的なものである。

会長：

樹木が公益的なものと考えた時に、自分が所有する土地にある1本が公益的という扱いだと所有者には抵抗がある。先ほどの武蔵野市の事例では全体2千本の1本と考えられると抵抗が少なくなると思う。事業全体でのアピールの仕方、市が1049本の現況から倍にするなどの目標を掲げると良い。現況の市民の保存樹木に対する認識度は調べたのか。

○事務局：

データはとっていない。

会長：
今後調べられると良い。

○委員：
この10年余りでマンションが増えたが相続の問題も大きい。市民の認識は低いと思う。補助金5000円は安いのではないか。私も委員になり今回初めて知った事もあり、認識を新たにした。

○委員：
保存樹木と保存樹林が重複しているのは問題なのか。

○事務局：
旧田無では重複、旧保谷では重複はなかった。合併時に現状維持のまま、今に至る。

会長：
重複に対して事務局は解消を提案しているが、皆さんの意見は。

○全委員：
意見なし

会長：
所有者が保存樹林か保存樹木かどちらかを選ぶということ。見直すと補助額が変わる。

事務局：
まずは保存樹木と保存樹林の重複を解消したい。

委員：
みどりを守る為には金額を減らさないで欲しい。先程2千本の話が出たが予算が関係してくる。重複を解消した分や実費にした場合の浮いた分を予算内でやりくりが出来るのでは。

○事務局：
小平市では実費換算であるが、これを用いると計算上では補助額は増える。

○委員：
管理作業内容により金額が変わる。樹木と樹林では管理作業が異なる。現行の金額を設定した根拠は何か。

○事務局：
他の市区と同じような金額設定だが、経過はわかっていないが、「造園修景積算マニュアル」を基に算出すると、現行に近い補助金額となる。

○委員：

1本1本保存樹木として申請するか、樹林として申請するかどちらが多くなるのか。

○事務局：

個々の条件が異なるため、一概には言えない。

○委員：

実額とは剪定費用とあるが業者に頼んだ分か。個人が頑張った分は補助金が出ないのか。

○事務局：

個人で管理される方に補助しないのは問題である。西東京市は剪定枝や落葉は無料回収しているが、剪定を業者に頼む人と個人でやる人との差が出てはいけないと思う。保存生垣と保存樹林については個人でも管理できるものがあるので、方法を考えなければいけない。

会長：

補助金の見直しで実額ベースにするにも、一律の実額ではなく、保存樹木については実額で、保存樹林と保存生垣については実額が合わない場合を含めて検討する。

○委員：

樹木・樹林がどんな樹種でどれくらいあるのか情報を知りたい。
生垣については扱いが分からない。

会長：

現状の指定樹木、樹林の種類等の把握はしているのか。

○事務局：

台帳があるので樹木の種類は分かるが、樹林については竹林と樹林という程度しか分からない。本日は資料を用意していないので、次回用意する。生垣の造成助成制度はすぐ保存生垣に繋がるものではないので、今回は対象外となる。

会長：

今回議題に上がっているのはこれから作るものではなく、既にある生垣に対する補助制度である。

○委員：

指定基準の株立ち3.0m以上というものはどこにでもあるので、外したほうが良い。
保存樹木の分布調査をした方が良いのではないか。

会長：

現状のわかる資料を次回、用意してほしい。

○委員：

保存樹木を申請するに当たり、評価はしているのか。

○事務局：

我々が見に行き、基準に合っていれば、よほどの事が無い限り認可している。

○委員：

市から保存の指定をお願いすることはあるか。

○事務局：

中にはある。美しい生垣の所有者に声をかけた。また、断られる場合もある。

○委員：

保存対象は私有地のみか。

○事務局：

私有地の他、事業所の持ち物や社寺も含まれる。

○委員：

屋敷林では樹林が明確でないが、査定するのか。

○事務局：

現地にて申請された樹林または樹木の状況を確認し、樹林の場合は面積を計り、基準を満たすか確認をしている。

○委員：

保存樹木の所有者は何軒か。所有者の意見は非常に重要である。意識調査等のアンケートも必要ではないか。

事務局：

平成24年では1,046本、143軒だった。アンケートは考えさせて頂く。

○事務局：

行革で抜本的な見直しという評価を受けているが、予算削減が第一ではない。所有者が補助制度を使い、みどりを残す意識付けをするという視点で考えたい。今回委員の皆様から頂いた意見を踏まえて資料を作成し、次回また説明する。

会長：

表彰の話の中でゴールドプレートの案があるが、持続性が大事なので、一定期間経たものについての補助制度や市のみどりマップにプロットの了承を頂く等、広域的な樹木という扱いを含めた制度を作っていけたら良いと思う。また、市民へのアピールの中で地球温暖化対策の案があるが、微気候の面、環境・景観的に優れたものというマクロな視点だけでなく、アカデミックな位置付けでアピールする方法も必要だと感じた。

会長：

諮問1については、また次回資料を用意してもらい、議論をしたい。続いて「西原自然公園の植生管理」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：

(西原自然公園の植生管理について説明)

会長：

事務局からの説明があったが、具体的な内容について小委員会で検討し、報告をお願いします。何か質問等はあるか。

○全委員：

意見なし

9. その他

○事務局：

第2回は11月7日（金曜日）午後2時～4時とする。また、小委員会は第1回を9月5日（金曜日）、第2回を10月3日（金曜日）に予定している。

会長：

今後の日程について提案があった。何かご意見等あるか。

○全委員：

意見なし

10. 閉会

会長：

以上で、本日の全日程は終了とする。

平成26年度第1回西東京市緑化審議会を閉会する。